

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

基金の名称	林業・木材産業改善資金								
基金の造成額及び 国費相当額	(R7.3.31 現在) (単位：円) <table> <tr> <td>貸付勘定</td><td>297,053,000</td></tr> <tr> <td>業務勘定</td><td>553,468</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>297,606,468</td></tr> <tr> <td>うち国費相当額</td><td>188,302,000</td></tr> </table>	貸付勘定	297,053,000	業務勘定	553,468	合計	297,606,468	うち国費相当額	188,302,000
貸付勘定	297,053,000								
業務勘定	553,468								
合計	297,606,468								
うち国費相当額	188,302,000								
貸付残高	141,460,000 円 (R7.3.31 現在)								
基金事業の概要	◇事業の目的 県内の林業及び木材産業の経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とした無利子の融資制度。 ◇貸付対象 ア 林業従事者である個人 イ 木材産業(木材製造業、木材卸売業、木材市場業)に属する事業を営む者 ウ ア又はイに掲げる者の組織する団体 エ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの ◇具体的な資金の種類 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金 ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 イ 造林に必要な資金 ウ 立木の取得に必要な資金 エ 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で知事が別に定めるもの ◇償還方法 償還期限 10 年以内(3 年以内)での均等年賦支払。 ※償還期間及び据置期間には特例措置あり。 ◇貸付限度額 個人 1,500 万円、会社 3,000 万円、会社以外の団体 5,000 万円(木材産業にかかる林業・木材産業改善措置を実施する場合は、それぞれ 1 億円) 貸付金は無利子とする。								
基金事業の申請方法	(1) 県へ資格認定申請書を提出 事業計画などを記載した「林業・木材産業改善措置に関する計画」を添えて、「林業・木材産業貸付資格認定申請書」を県の地方事務所(別表)に提出する。 (2) 融資機関へ借入申込書の提出 貸付資格の認定後、認定通知を提示して県内の各信用金庫(鳥取・倉吉・米子)に借入申込書を提出。								
基金事業の申請期限	随時受付。※貸付実行は毎月 25 日(その日が営業日でない場合はその日後の最初の営業日)。貸付希望日の前月末までに融資機関の審査が完了することが必要。								

別表 地方事務所の連絡先

事務所名	住 所	電話番号
東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課	鳥取県八頭郡八頭町郡家 100	0858-72-3817
中部総合事務所農林局林業振興課	鳥取県倉吉市東巖城町 2	0858-23-3178
西部総合事務所農林局農林業振興課 林業振興室	鳥取県米子市糺町 1－160	0859-31-9677
日野振興センター日野振興局 農林業振興課	鳥取県日野郡日野町根雨 140－ 1	0859-72-2020